

令和 7 年度

八 匳 水 道 企 業 団 水 道 事 業 会 計 予 算

令和7年度八匠水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八匠水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|-------------------|-----------|----------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 15,851 | 戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 4,200,000 | m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 11,507 | m ³ |
| (4) 一 日 最 大 給 水 量 | 13,144 | m ³ |
| (5) 主 要 な 建 設 工 事 | 769,192 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | | |
|------------|-----------|----|
| 第1款 水道事業収益 | 1,447,352 | 千円 |
| 第1項 営業収益 | 922,682 | 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 524,669 | 千円 |
| 第3項 特別利益 | 1 | 千円 |

支出

| | | |
|------------|-----------|----|
| 第1款 水道事業費用 | 1,252,707 | 千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,232,682 | 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 14,924 | 千円 |
| 第3項 特別損失 | 101 | 千円 |
| 第4項 予備費 | 5,000 | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額558,193千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,683千円及び過年度分損益勘定留保資金494,510千円で補てんするものとする。）。

収入

| | | |
|---------------|---------|----|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 347,588 | 千円 |
| 第1項 補 助 金 | 116,292 | 千円 |
| 第2項 負 担 金 | 5,077 | 千円 |
| 第3項 給水申込納付金 | 26,219 | 千円 |
| 第4項 企 業 債 | 200,000 | 千円 |

支出

| | | |
|-----------------|---------|----|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 905,781 | 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 783,124 | 千円 |
| 第2項 給 水 工 事 費 | 77,109 | 千円 |
| 第3項 企 業 債 償 還 金 | 44,547 | 千円 |
| 第4項 国庫補助金返還金 | 1 | 千円 |
| 第5項 予 備 費 | 1,000 | 千円 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---------|---------|-------------|-----------|----|-----------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 監視制御装置等更新工事 | 166,100千円 | 7 | 0千円 |
| | | | | 8 | 34,540千円 |
| | | | | 9 | 131,560千円 |
| | | | | 計 | 166,100千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額(千円) | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|---------|-------|--------|---|
| 配水管 更新事業 | 200,000 | 証書借入 | 3.0%以内 | 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | | |
|-----------|---------|----|
| (1) 職員給与費 | 139,159 | 千円 |
| (2) 交際費 | 50 | 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 高料金対策のため組織市町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

| | | |
|--------------|---------|----|
| (1) 匝瑳市一般会計 | 137,571 | 千円 |
| (2) 横芝光町一般会計 | 38,951 | 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,020千円と定める。

令和7年2月14日提出

八匠水道企業団企業長 宮内 康幸